



# トヨタ行動指針

TOYOTA CODE OF CONDUCT

---

2006年3月

**トヨタ自動車株式会社**

# トヨタ基本理念

1. 内外の法およびその精神を遵守し、オープンでフェアな企業活動を通じて、国際社会から信頼される企業市民をめざす
2. 各国、各地域の文化・慣習を尊重し、地域に根ざした企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する
3. クリーンで安全な商品の提供を使命とし、あらゆる企業活動を通じて、住みよい地球と豊かな社会づくりに取り組む
4. 様々な分野での最先端技術の研究と開発に努め、世界中のお客様のご要望にお応えする魅力あふれる商品・サービスを提供する
5. 労使相互信頼・責任を基本に、個人の創造力とチームワークの強みを最大限に高める企業風土をつくる
6. グローバルで革新的な経営により、社会との調和ある成長をめざす
7. 開かれた取引関係を基本に、互いに研究と創造に努め、長期安定的な成長と共存共栄を実現する

## 「トヨタ行動指針」の策定にあたって

---

1937年の創業以来、トヨタは、革新的かつ高品質な製品とサービスの提供への不断の努力を通じ、社会・地球の持続可能な発展への貢献に努めて参りました。その中で共有・伝承されてきたトヨタの企業理念をとりまとめ「トヨタ基本理念」(1992年制定、1997年改正)を制定しました。また、基本理念の実践するうえで共有すべき価値観や手法を「トヨタウェイ」(2001年作成)にまとめ、次代への伝承を図りました。これを通して「モノづくりを通じた豊かな社会づくり」の実現に向けて邁進しています。

トヨタは常に企業として担うべき社会的責任を積極的に果たしたいと考えてまいりました。事業領域のグローバル化に伴いこうした考え方を再確認するために、2005年1月に「社会・地球の持続可能な発展に対してどう貢献するのか」という観点で「トヨタ基本理念」をステークホルダーの皆様との関係を念頭に解説した「社会・地球の持続可能な発展への貢献」を作成しました。

**トヨタ基本理念を確実に実践することがトヨタに期待される社会的責任を果たすことです。** 私たちは、各自の業務分野で職務を遂行する際には、基本理念および解説書の冒頭で宣言しているとおり、**国内外・国際的な法令並びにそれらの精神を遵守し、誠意を尽くし、奢らず謙虚に行動しなければいけません。**「トヨタ社員の行動指針」策定当時(1998年)と比べ、トヨタははるかに社会的関心の高い立場となっています。また、個人情報保護法など新たな法規制や考え方が登場するなどの社会背景の変化も踏まえ、「トヨタ行動指針」を新たに策定し、「**ルールを守り誠意ある行動を行う**」ための**基本的な心構え**を分かりやすくまとめました。

私が皆さんに特にお願いしたいのは、**オールトヨタの一員としての自覚**を持っていただきたいということです。トヨタは、グローバル競争・国際化・多様化の時代において、オープンでフェアな企業活動に努め、全世界でお客様・社会から厚いご支持・ご信頼を得たいと思っております。そのためには、私たち一人ひとりが、トヨタの置かれた立場を自覚し感謝の念をもって、社会的常識を踏まえて、良識ある行動を「**愚直に、地道に、徹底的に**」とっていく必要があります。皆さんが「トヨタ行動指針」を熟読し、その精神を実践されることを、切に期待します。

2006年3月

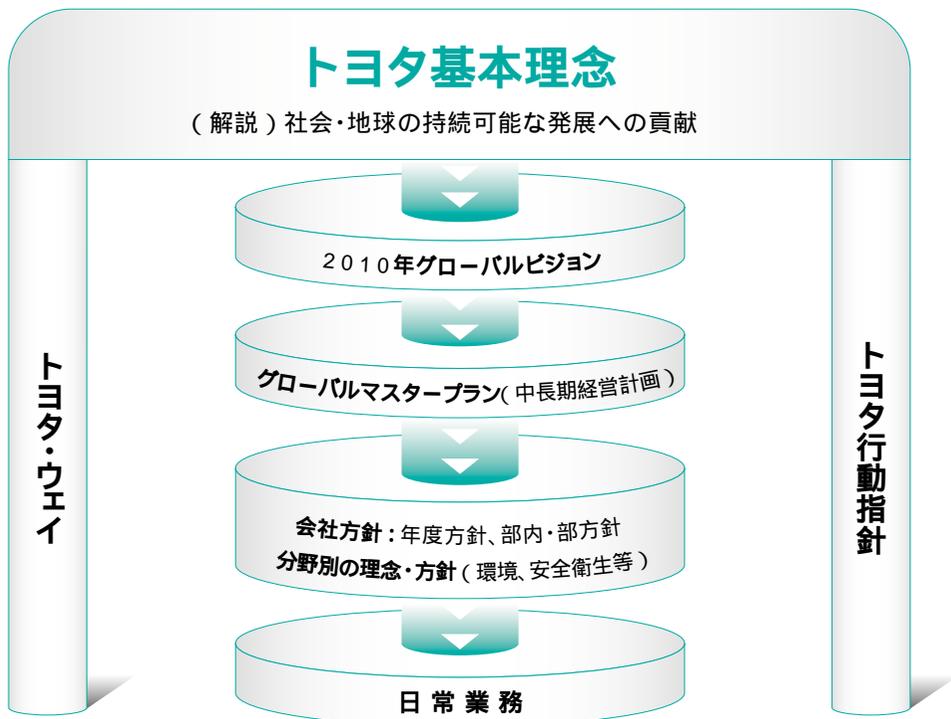
トヨタ自動車株式会社  
代表取締役社長

渡辺捷昭

# トヨタ行動指針とは？

私たちは、世界中のトヨタで働く人々が、社会・地球の持続可能な発展へ貢献していく中で確立され、共有され継承されてきた、独自の経営上の考え方・価値観・手法や実務上の行動指針に支えられ、日常業務を行っています。

「どのような会社でありたいか」という経営理念をまとめたものが「トヨタ基本理念」(1992年に制定、1997年に改正)です。この「トヨタ基本理念」は、私たちが、お互いにその内容を良く理解・共有し、社会に貢献することを念頭に作られたものです。その「トヨタ基本理念」に基づき、私たちが日常業務を実践する上で、大きな支えとなるものが「トヨタウェイ」と「トヨタ行動指針」です。まず、「トヨタウェイ」(2001年に作成)は、全世界のトヨタで働く私たちが共有すべき価値観や手法をまとめたものです。次に本書に記載されている「トヨタ行動指針」(1998年策定、2005年改訂)は、実際の会社生活(含.日常業務)社会生活で、具体的に行動する上で、私たちひとり一人が規範・羅針盤とすべき基本的な指針および具体的な留意点をまとめたものです。



「トヨタ基本理念」を、ステークホルダーとの関係を念頭に置きながら、「社会・地球の持続可能な発展に対してどう貢献するのか」という観点から解説(2005年1月公表)。

# トヨタ行動指針

## 第1章 私たちとトヨタ

1 -1.	明るい職場づくり	8
-------	----------	---

---

## 第2章 会社における私たちの活動

2 -1.	法令遵守	10
2 -2.	資産・機密の利用・管理	10
2 -3.	インサイダー取引	11
2 -4.	安全性追求活動	11
2 -5.	環境保全活動	11
2 -6.	研究開発活動	12
2 -7.	調達活動	12
2 -8.	生産・物流活動	13
2 -9.	営業活動	13
2 -10.	海外事業活動	14
2 -11.	収益性向上活動	14

---

## 第3章 私たちと社会

3 -1.	企業広報活動	16
3 -2.	社会貢献活動と地域社会との関係	16
3 -3.	株主との関係	17
3 -4.	官公庁との関係	17
3 -5.	政治・宗教活動	17
3 -6.	交通安全啓発活動	18
3 -7.	防災・防犯活動	18

## 第1章

### 私たちとトヨタ

私たちは、会社との誠実な対話と協議を通じ、私たちとトヨタの関係の礎となる、労使の「相互信頼・相互責任」の価値観を構築し、共に分かち合えるよう努めています。トヨタは、私たち全員が安心して働き、生活できるよう、雇用の確保と労働条件の長期安定的な維持向上を可能とすべく、業績向上に努力すると共に、一人ひとりが生き活きと働きやすい環境づくりに努めています。

一方、**私たちは、自らの能力を最大限に発揮して誠実に職務を遂行し、一緒にトヨタで働く人々と協力し合って、業績向上に努力します。**

第1章は、私たちとトヨタの関係の礎となっている価値観や考え方について述べています。

## 1 - 1. 明るい職場づくり ...『社会的良識に従った誠実な行動』

トヨタは、労働関係法令およびその精神を遵守し、トヨタで働く人々の能力開発を推奨し、支援します。

トヨタは、「労使相互信頼・相互責任」を基本に、均等な雇用機会の提供と公正な労働条件の長期安定的な維持向上を実現するため、業績の向上に努めると共に、安全で働きやすい快適な職場環境づくりに取り組みます。

トヨタは、トヨタで働く人々の人権およびその他の権利を尊重し、不当な差別を行わず、権利侵害を許しません。

私たちは、トヨタの考え方に応えるべく、トヨタの一員としての自覚を持って、社内規則を遵守するとともに、社会的良識に従って、誠実に職務を遂行します。また、業績向上のために、自らの能力を最大限に発揮して最善の努力を行うと共に、自己研鑽に励みます。

【基本理念 第1項、第5項 参照】

## 第2章

### 会社における私たちの活動

トヨタは、「お客様第一主義」のもと、世界中のお客様のご要望にお応えする魅力あふれる商品・サービスの提供を目指すと共に、環境保護・安全対策についても、世界トップレベルでの基準達成を追求しており、研究・開発・調達・生産・物流・販売・サービス等の各分野において、国内外で大胆な施策を展開しています。

**私たちは、自らの職務遂行が全てこうした会社の活動につながっていることを自覚し、トヨタは「会社のため」あるいは「お客様のため」でも社会的ルール違反を許さないことを念頭におき、法令遵守に努め、緊張感を持って行動します。**また、お客様のニーズの多様化や国際化の進展に伴う、世界最高レベルの技術の修得、世界最適調達・供給ネットワークの構築、環境基準や安全基準のクリア、お客様満足度の向上など、**多くの解決すべき課題に対し、果敢に挑戦していきます。**

第2章では、トヨタが行う具体的な事業活動に、私たちがどのように取り組むべきか、どのような点に留意すべきか、を述べています。

## 2 - 1. 法令遵守 ...『社会的良識をわきまえて』

トヨタは、法令・社会規範・社内規則の遵守を徹底し、トヨタで働く人々の違法行為や規則違反行為には、厳正な姿勢で臨みます。その動機が、「会社のため」、「お客様のため」という職務遂行に関するものであったり、上司の指示によるものであっても、例外ではありません。

私たちは、職務遂行の全ての場面において、法令・社会規範・社内規則を遵守します。

【基本理念 第1項、第2項 参照】

## 2 - 2. 資産・機密の利用・管理 ...『確実な資産保全と機密管理』

トヨタは、事業活動上、不可欠で非常に価値のある様々な有形<sup>1</sup>・無形資産<sup>2</sup>を持っています。従って、これらの資産を効率的に活用し、また、いつでも事業活動に利用できるようにしっかり管理し、紛失・盗難・不正使用等を防ぎます。

トヨタは、自社の営業秘密などの機密情報の保持・活用に努めると共に、第三者の資産・知的財産の不正使用や第三者の機密情報の不正入手は一切許しません。

私たちは、トヨタの資産・知的財産・営業秘密などの企業機密や個人情報の保護・管理に努め、第三者の資産・知的財産・機密情報などを適切に取り扱います。

【基本理念 第1項 参照】

- 1 有形資産：土地・建物・施設・設備 製品・商品・仕掛品、OA機器、ネットワーク、事務用品、現預金・有価証券、法人カード等
- 2 無形資産：特許権、商標権、著作権、意匠権、ノウハウ等の知的財産権や商品・技術情報、調達・営業情報、人事・経理情報、ソフトウェア(プログラム・データ)等

## 2 - 3. インサイダー取引 ...『良識ある一般投資家として』

トヨタは、多くの価値ある内部(機密)情報を有しており、トヨタで働く人々がこれらの情報を利用して株式の売買等を行うインサイダー取引を許しません。

私たちは、インサイダー取引が多くの国で違法とされており、トヨタが築き上げた投資家、関係会社、取引先会社との信頼関係を損う行為であることを理解し、インサイダー取引を許さず、行ないません。

【基本理念 第1項 参照】

## 2 - 4. 安全性追求活動 ...『交通事故死傷者ゼロを目指した車づくり』

車の安全性の追求は、自動車メーカーにとって、常に最大の課題の一つであり、責任です。トヨタは、様々な条件下で高い安全性を発揮し、快適に使用していただけるトヨタ/レクサス車をお客様に届けられるよう、オールトヨタとして、取引先とも連携して、研究開発・設計・生産・品質管理・アフターサービスに励んでいます。また、ドライバーなど「人」への啓発活動や、「交通環境」整備にも積極的に取り組みます。

私たちは、お客様の立場に立ち、車の安全性を追求し、安心と信頼を提供します。

【基本理念 第3項 参照】

## 2 - 5. 環境保全活動 ...『人と地球環境に配慮した車づくり』

トヨタは、地球的規模での環境保護の必要性を深く認識し、「クリーンで安全な商品の提供を使命とし、あらゆる企業活動を通じて住みよい地球と豊かな社会づくりに取り組む」ことを宣言しており(基本理念 第3項)、「トヨタ地球環境憲章」と「トヨタ環境取組プラン」により具体的な方針・取組内容を明らかにしております。

トヨタは、環境問題を経営の最重要課題の一つと位置づけ、生産・使用・廃棄に至る自動車のライフサイクルの全ての段階において環境に配慮しています。国際的な環境規格への対応や環境総合評価を推進し、仕入先・販売店等とも連携して、「人と地球環境に配慮した車づくり」に全力をあげて取り組んでいます。

私たちは、各国・各地域トップクラスの環境対応を目指した取組みを行います。

【基本理念 第3項 参照】

## 2 - 6. 研究開発活動 ...『お客様本位の車づくり』

トヨタは、「研究と創造」を通じて世界中のお客様のご要望にお応えする革新的、安全かつ卓越した高品質な製品・サービスを提供するため、国内外に研究開発センターを配置し、多数の創造性に富んだ研究陣を擁すると共に、トヨタグループをはじめ、各大学・研究機関等とも連携し、様々な分野での最先端技術の研究開発を強力に推進します。

トヨタは、研究開発を行うにあたり関係法令に違反すること並びに研究開発パートナーとの契約上の義務に違反することを許しません。又、第三者の知的財産を不正に使用する行為を許しません。

私たちは、お客様本位の車づくりを目指し、研究開発を推進します。

私たちは、研究開発パートナー等の関係先の立場を尊重し、相互の信頼関係を構築・維持するように努めます。又、関係先との契約上の義務を果たすことで相互の信頼関係の維持に努めます。

私たちは、研究開発および製品化にあたり第三者の知的財産を侵害することのないよう十分な注意を払います。

【基本理念 第4項 参照】

## 2 - 7. 調達活動 ...『筋の通った、心の通った取引』

トヨタは、3つの基本方針に基づき、公正かつ効果的な調達活動を展開しています：

### (a) オープンドアポリシーに基づく公正な競争

国籍・規模・実績の有無を問わず、オープンで公正かつ公平な参入機会を提供し、品質、技術、価格、数量、納期の確実性に加え、経営の安定性、技術開発力なども総合的に勘案して、調達先を選定します。

### (b) 相互信頼に基づく相互繁栄

トヨタと調達先がイコール・パートナーとして相互研鑽と密接なコミュニケーションに努め、相互繁栄を図ることができる取引関係の確立を目指します。

### (c) 良き企業市民をめざした現地化の推進

トヨタは、世界各国で地元の企業として地域社会に貢献できるよう、トヨタ/レクサス車の現地生産を進めており、部品・資材についても、現地調達を積極的に推進します。

私たちは、上記方針を念頭において、法令を遵守して誠実・公正な調達活動を実施します。

【基本理念 第1項、第7項 参照】

## 2 - 8. 生産・物流活動 ...『お客様から信頼される車づくり』

トヨタは、お客様の期待に応えるため、高品質のトヨタ/レクサス車及び部品を生産し、効率的な供給に努めます。そのため、トヨタは、「世界最適供給ネットワーク」および「グローバルな物流ネットワーク」の構築に努めます。

また、トヨタ/レクサス車及び部品の国際競争力を高めるべく、世界各地域の特性に応じて更に進化させたトヨタ生産方式を開発し、働く人と環境にやさしい工場の実現を目指しています。

私たちは、製品に関する安全性や品質確保を心がけると共に生産・物流に関連する法令を遵守します。

【基本理念 第4項 参照】

## 2 - 9. 営業活動 ...『お客様と販売店の信頼を得て』

トヨタは、以下の3つの考えに基づき、お客様の様々なご要望に迅速に対応できる販売・サービス体制の展開やそのために必要な販売店との相互信頼関係の構築と相互繁栄に努めると共に、公正な競争・取引を支持します。

### (a) お客様第一主義

「お客様第一」の考えのもと、お客様のニーズに合った商品を開発し、商品の特性や需要層に応じたマーケティング戦略・販売手法を展開することにより、世界中のお客様の様々なご要望に即応できる販売・サービス体制の展開を図ります。

### (b) 相互信頼に基づく相互繁栄

魅力あふれる商品ラインアップ、多様な店舗スタイルや販売手法、きめ細かな顧客・収益管理システムを開発・提供し、意欲ある販売店の販売効率や収益力の向上に寄与し、販売店との相互信頼関係の構築と相互繁栄に努めます。

### (c) 公正な市場競争重視

自由貿易と市場競争を尊重し、世界各地域のお客様のご満足・ご支持を獲得するための大胆な販売戦略を展開すると共に、公正な競争・取引に努めます。

私たちは、上記の考えを念頭においた営業活動を実施します。

【基本理念 第1項、第4項 参照】

## 2 - 10. 海外事業活動 ...『グローバル社会から信頼されるグローバル企業を目指して』

今日、トヨタのあらゆる活動は、地球的規模(グローバル)で行なわれ、生産のみならず研究・開発まで、海外で幅広く行われています。しかし、世界は一樣ではなく、各地域で独特のルール・慣習等があり、世界の政治・経済状況も、急激かつ大規模に変動しつつあり、トヨタの事業活動を取り巻く環境は極めて流動的です。トヨタは、国際ルールや法令と共に現地の文化・慣習・歴史も尊重しつつ、現地経済の発展に貢献すべく、「グローバルかつローカルな」視点で事業活動を進めます。

私たちは、各国・地域および国際的な法令・ルールを遵守すると共に文化・慣習・歴史を尊重した海外展開を志します。

【基本理念 第1項、第2項 参照】

## 2 - 11. 収益性向上活動 ...『より強固な収益基盤づくり』

トヨタは、投資家や社会からの期待に応えるべく、様々な施策により経営効率の向上、収益の持続的拡大を図り、経営・収益基盤の強化に努めます。

トヨタは、国内外の各プロジェクトへの投融資に際しては、採算性検討も含め、十分に事前調査のうえで投融資判断をし、また、資金運用に際しては、安全・確実性を最優先とします。

トヨタは、適切な財務指標により、単独・連結ベースでの経営効率・収益体質の評価を行い、その継続的改善に最善を尽くすと共に、財務状況の公正かつタイムリーな開示と適正な納税に努めます。その一環として、子会社・関連会社に対しても適切な管理に努めます。

【基本理念 第6項 参照】

## 第3章

### 私たちと社会

トヨタは、事業活動そのものを通じて、また私たちを通じて、ステークホルダー（お客様・株主・地域社会など）をはじめ社会と深い関わりを持っています。トヨタは、「社会の一員として、社会に役立つ事業活動を行う」という基本認識に基づき、オープンで公正な事業活動を遂行すると共に、積極的な広報・IR（インベスター・リレーションズ）・社会貢献活動などに努め、国内のみならず、国際社会から信頼される「良き企業市民」となることを目指しています。トヨタの事業活動は全世界で急激に拡大していますが、お客様・株主・地域社会などのご支持・ご信頼があってこそであり、感謝の気持ちを忘れてはなりません。

従って、違法行為や社会的に許されない行為などに対しては、たとえそれが職務と無関係なプライベートな状況下でなされたものであっても、トヨタは厳正な態度で臨むと共に、自動車会社であるトヨタで働く人々が、交通安全には特に留意し、安全で快適な生活を送れるよう、強く希望しています。

**私たちは、トヨタの『国内外から信頼される「良き企業市民」を目指す』との志に賛同します。自らの活動領域において、トヨタの置かれた立場を自覚し、誠意を尽くしてステークホルダーとのオープンで公正なコミュニケーションに努め、「トヨタファン」を増やすと共に、社会の持続可能な発展に貢献できる活動を心がけます。なお、職務の遂行を含め、活動する際は、トヨタ基本理念の精神を遵守し、**奢らず謙虚に節度ある態度で行動**する必要があります。**

私たちは、職務上であれプライベートであれ、**特に交通安全に留意し、基本的な法律知識を持ち、社会常識をわかまえることにより、違法行為や社会常識に反する行為などに対し敏感になり、毅然とした態度をとる必要があります。**

第3章では、トヨタの一般社会との関わりについて、基本的な考え方を紹介するとともに、トヨタで働く人々が社会と接する際に期待されている行動や注意して欲しい事項を述べています。

### 3 - 1. 企業広報活動 ...『事実を正確かつタイムリーに、オープンかつ公正に』

トヨタは、社会から信頼される「開かれた企業」を目指し、正確かつタイムリーな情報に基づき、積極的な広報・広聴活動を通じて、ステークホルダーとのオープンで公正なコミュニケーションに努め、企業イメージと経営の透明性の向上を図ります。また、ステークホルダーからのトヨタへの批判・要望にも耳を傾け、事業活動に反映するよう心がけます。

私たちは、オープンで公正なコミュニケーションを通じて、ステークホルダーとの健全な関係の維持・向上に努めます。

【基本理念 第2項、第6項 参照】

### 3 - 2. 社会貢献活動と地域社会との関係 ...『国際社会から信頼される良き企業市民に』

トヨタは、豊かな社会の実現とその持続的な発展のため、社会の幅広い層と力をあわせ、持てる資源を有効に活用しながら、「人材育成」「環境」「交通安全」の3分野をはじめ、社会的課題の解決に向けた社会貢献活動に取り組みます。

また、グローバル企業として、地球と人類の未来という幅広い視点から持続可能な社会づくりに貢献するとともに、良き企業市民として、それぞれの地域が抱える社会的課題に目を向け、その地域のニーズに応じて、その解決に努めます。

私たちは、一市民として社会の課題に関心を持ち、それぞれの問題意識に基づいて、一人ひとりがボランティア活動などの社会貢献活動に積極的に参加します。

【基本理念 第1項、第2項、第6項 参照】

### 3 - 3. 株主との関係 ...『株主利益の尊重』

トヨタは、世界中の株主・投資家の期待に応えるべく、グローバルな事業展開や長期安定的な成長を通じ企業価値の向上を目指すと共に、インベスター・リレーションズ(IR)を重視し、適時かつ適正なIR活動を通じて、企業経営、事業活動への理解促進に努めます。また、コーポレート・ガバナンスの面でも、経営の透明性を向上させ、社外の目を通じた経営チェックを積極的に取り入れます。

私たちは、トヨタが世界の株主・投資家の期待に応えられるよう、各自の職務を通じて貢献します。

【基本理念 第6項 参照】

### 3 - 4. 官公庁との関係 ...『健全かつ透明な関係の維持』

トヨタは、政治(政党)・行政(官公庁)と、透明かつ公正な関係づくりに努めるとともに、国内はもちろん海外でも法令に従い適切な行動をとります。

私たちは、政治・行政との健全かつ透明な関係を維持します。

【基本理念 第1項 参照】

### 3 - 5. 政治・宗教活動 ...『節度ある参加を』

トヨタは、職務の遂行に支障をきたすといった特別の事情がない限り、トヨタで働く人々の政治参加を奨励すると共に個人の宗教活動には一切関与しませんが、政治活動や宗教活動は私的行為ですから、原則、会社施設内で行うことはできません。

私たちは、積極的に政治に参加するよう努め、宗教活動を行う場合は節度ある行動を取ります。

【基本理念 第1項 参照】

### 3 - 6. 交通安全啓発活動 ...『社会全体の交通安全意識向上を目指して』

トヨタは、安全で快適な社会の実現のために、安全な車づくりに加え、交通社会に関わる「人」に向けた交通安全啓発活動を社内外で積極的に進め、トヨタで働く人々だけでなく、社会全体の交通安全に関する意識の高揚に取り組みます。

私たちは、自動車産業に携わる者の責任として、交通ルールを遵守し、他の模範となる思いやりのある運転に努め、交通安全を積極的に推進します。

【基本理念 第1項 参照】

### 3 - 7. 防災・防犯活動 ...『安全な社会づくり』

トヨタは、地域社会と協力しながら防災活動に取り組み、災害時にも社会復興に貢献します。また、積極的に防犯活動を行い、安全な社会の実現に努めます。

私たちは、一人ひとりが高い意識をもち、積極的に安全な社会づくりに取り組みます。

【基本理念 第1項 参照】

# トヨタ行動指針

2006年3月 初版第1刷 発行

お問合せ先： 法 務 部 （内線）812-7474  
経営企画部 （内線）811-3-0160

# TOYOTA

署名欄